

令和8年第2回山北町議会定例会の経過（6月10日）

- 議長 皆さんおはようございます。
- ただいまから本日の会議を開きます。（午前9時00分）
- 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。6月9日に議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長より審査報告を求めます。
- 議席番号6番、大野徹也議会運営委員長。
- 6 番 大 野 皆さん、おはようございます。
- それでは議会運営委員会の審査報告を申し上げます。
- 6月9日午前10時15分から役場401会議室において、委員6名、議長出席のもと、令和8年第2回山北町議会定例会の追加議案について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。
- 追加議案は、山北町監査委員の選任についての議案1案件であり、本日6月10日の本会議で審議することといたしました。
- 以上で、議会運営委員会の審査報告を終わります。
- 議長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、6月10日の議事日程に1案件を追加します。
- 日程第1、陳情第1号「観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書」を議題といたします。
- なお、本件については、総務環境常任委員会に付託してありましたので、総務環境常任委員会の審査報告を委員長より求めます。
- 議席番号2番、池谷仁宏総務環境常任委員長。
- 2 番 池 谷 皆さん、おはようございます。
- それでは、総務環境常任委員会の審査報告を行います。
- 令和8年6月9日午前10時25分から役場402会議室において、委員6名の出席のもと、総務環境常任委員会を開催し、令和8年6月9日の本会議で、当委員会に付託された陳情第1号「観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書」について審査しましたので、その審査の経過並びに結果を報告いたします。

主な質疑は次のとおりでした。

和田委員「陳情の趣旨は理解し、マナー問題についても真摯に受け止めるが、内容に記載されていることは、継続審査にし、慎重に取り扱うほうがよいと思う。」

遠藤委員「実際の迷惑行為について確認をする必要がある。継続審査にして調査を行うのがよい。」

石田委員「陳情内容は、観光客限定にしているが、町民や町内に滞在する人も対象にしたほうがよいのではないか。また、条例に罰則規定を入れることも検討したほうがよいと思う。」

大野委員「他市町村の状況を調査研究するためにも、継続審査にしたほうがよいと思う。」

池谷委員「観光事業者も、自然を求めて山北町へ来る人のマナーに対する危機感を持っている。スピード感を持つことも大事だが、慎重に対応していたほうがよいと思う。」

瀬戸委員「条例の内容が地域住民の生活の妨げにならないよう配慮する必要があると思う。」

以上で質疑を終了し、当委員会に付託された陳情第1号「観光客のモラル向上による環境及び水源保全と住民の生活を守るための条例制定を求める陳情書」について、採決に入りましたところ、委員全員の賛成により、次期定例会までの継続審査とすることに決定しました。

これをもちまして、総務環境常任委員会に付託された陳情についての審査報告を終わります。

議長 付託案件に対する総務環境常任委員会の審査報告が終わりましたので、陳情第1号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 御異議ないので、陳情第1号を採決いたします。

委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2、議案第47号「山北町人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第47号 山北町人権擁護委員の推薦について。
次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年6月9日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、岡部小百合、住所、山北町岸1185番地30、生年月日、昭和27年9月25日。磯崎理知、住所、山北町山北2023番地の1、生年月日、昭和34年6月7日。任期令和8年10月1日から令和11年9月30日。

提案理由でございますけれども、山北町人権擁護委員として、岡部小百合氏と磯崎理知氏を推薦したいので提案するものです。

次ページに経歴表がありますので、お目通しください。

議長 長 提案の説明が終わりましたので、議案第47号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 長 御異議ないので、議案第47号を採決いたします。
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 挙手全員。よって、議案第47号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第3、議案第48号 山北町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、瀬戸伸二議員の退場を求めます。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第48号、山北町監査委員の選任について。

次の者を議会議員選出による山北町監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和8年6月10日提出。山北町長、湯川裕司。

氏名、瀬戸伸二、住所、山北町向原1177番地、生年月日、昭和33年4月20日、任期令和8年6月10日から令和9年4月30日。

提案理由でございます。瀬戸伸二氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を得たいので提案するものです。

議 長 説明が終わりましたので、議案第48号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長 御異議ないので、議案第48号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 挙手全員。よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

瀬戸伸二議員の入場を求めます。

日程第4、報告第7号 令和7年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第7号 令和7年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、報告第7号 令和7年度山北町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

本報告案件につきましては、令和8年3月定例会の令和7年度山北町一般会計補正予算第7号の繰越明許費で全て議決をいただいているものでございますが、地方自治法の規定により、本定例会で御報告するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費行政ホームページ推進事業につきましては、デジタル活用推進事業債の活用が年度末に採択されたため繰り越したものでございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳等管理事業から、4款衛生費の野生動物等保護管理事業までは国の補正予算により繰り越したものでございます。

6款商工費、1項商工費、観光マスタープラン策定事業は策定事務を令和8年度で引き続き実施するため繰り越したものでございます。同じく商品券特別会計繰出事業は国の補正予算により繰り出したものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、新東名対策事業につきましては新東名事業の工事の進捗に合わせて翌年度に繰り越したものでございます。

2項道路橋梁費、道路新設改良事業につきましては、国の補正予算により繰り越したものでございます。

8款消防費、1項消防費、防災設備等維持管理事業は、デジタル活用推進事業債の活用が年度末に採択されたため、繰り越したものでございます。

9款教育費、2項川村小学校費、学校施設長寿命化事業と同じく学校施設維持管理運営事業及び3項山北中学校費の学校施設維持管理運営事業につきましても、国の補正予算により繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 報告ではありますが、報告第7号について質疑のある方はどうぞ。
よろしいですか。

質疑がないので、報告第7号については終わりにいたします。

日程第5、報告第8号 令和7年度山北町商品券特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 報告第8号 令和7年度山北町商品券特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度山北町商品券特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議長 商工観光課長。商工観光課長

それでは報告第8号 令和7年度山北町商品券特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

1枚おめくりください。

本報告案件につきましては、令和8年3月定例会の令和7年度山北町商品券特別会計補正予算第3号の繰越明許費で全て議決をいただいているものでございますが、地方自治法の規定により、本定例会で御報告するものでございます。

1款商品券売払費、1項商品券売払費、商品券売払費事業は、プレミアム付商品券に係る経費として、国の補正予算により繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

議長 報告ではありますが、報告第8号について質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

質疑がないので、報告第8号については終わりにいたします。

日程第6、報告第9号 令和7年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 報告第9号 令和7年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について。

令和7年度山北町土地開発公社の事業報告及び決算報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出。山北町長、湯川裕司。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 企画総務課長。

企画総務課長 それでは報告第9号 令和7年度山北町土地開発公社事業報告及び決算報告について、御説明させていただきます。

なお、これから御説明する事業報告及び決算報告につきましては、5月20日に開催いたしました、山北町土地開発公社理事会において承認されたものでございます。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。

令和7年度山北町土地開発公社事業報告書について御説明いたします。

初めに、1の事業概要でございますが、1点目として、高松地区の土砂流出撤去やつぶら野地区の竹林の伐採を行うなど、用地の管理に努めました。

2点目として、公社の資産活用事業として、政府保証債による運用を図りました。

3点目として、短期借入金について、金利の上昇による支払利息の増加に対応するため、保有資金を活用し、一括償還をいたしました。

次に、2の庶務事項でございますが、（1）の理事会議決事項につきましては、議案第1号の令和7年度事業報告及び決算認定から議案第5号の令和8年度事業計画及び予算案まで五つの議案につきまして、理事会で議決されました。（2）の登記事項につきましては、土地開発公社の理事の変更登記で、令和7年4月7日に登記を完了しております。（3）の役員に関する事項につきましては、副理事長1名、理事3名、幹事1名の就任となっており、役員の合計は12名という状況でございました。

次に、2ページを御覧ください。

令和7年度山北町土地開発公社貸借対照表について御説明いたします。

初めに、資産の部でございますが、Ⅰの流動資産といたしまして、現金及

び預金から未収収益まで、流動資産の合計は3億8,157万3,695円でございます。

次に、Ⅱの固定資産でございますが、投資その他の資産として、投資有価証券から長期事業未収金まで投資その他の資産合計及び固定資産合計は、2億165万1,214円で、資産合計といたしましては5億8,322万4,909円でございます。

次に、負債の部でございますが、Ⅰの流動負債につきましては、前受収益で、流動負債合計は1,926万1,121円でございます。

次に、Ⅱの固定負債といたしまして、預かり保証金120万円で、負債合計は2,046万1,121円でございます。

次に、資本の部でございますが、Ⅰの資本金につきましては基本財産が100万円、2の準備金につきましては前期繰越準備金は、5億4,176万9,980円で、当期純利益は1,999万3,808円でございます。そして準備金合計といたしまして、5億6,176万3,788円となり、資本合計は、先ほどの資本金100万円を加えました5億6,276万3,788円となり、負債資本合計といたしましては、5億8,322万4,909円でございます。

次に3ページを御覧ください。

令和7年度山北町土地開発公社損益計算書について御説明いたします。

初めに、Ⅰの事業収益といたしまして、土地造成事業収益から補助金等収益まで、事業総利益は2,290万1,868円でございます。

次に、Ⅱの販売及び一般管理費については、286万7,988円で、事業利益といたしまして2,003万3,880円でございます。

次に、Ⅲの事業外収益については、受取利息と有価証券利息で、事業外収益の合計は145万7,551円でございます。

次に、Ⅳの事業外費用については、支払利息が58万4,623円で、経常利益といたしましては、2,090万6,808円でございます。

次に、Ⅴの特別損失につきましては、災害による損失で91万3,000円で、令和7年度の経常的な事業活動の収支は1,999万3,808円の当期純利益となります。

続いて4ページをお願いいたします。令和7年度山北町土地開発公社キャ

ッシュフロー計算書でございます。

このキャッシュフロー計算書は、これまで説明いたしました貸借対照表、損益計算書のうち、1年間の現金の収支の流れについて示したものでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

また、5ページ以降につきましては、これまで説明した内容に係ります、土地開発公社経理基準要綱に基づく附属明細表でございますので、こちらにつきましても後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

議 長 報告ではありますが、報告第9号について質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、報告第9号については、終わりにします。

日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。

なお、閉会中変更があった場合は議長にお任せ願いたいと思います。

日程第8、閉会中の継続審査申し出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長、福祉教育常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りします。申し出のとおり閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、申し出書のとおり閉会中の継続審査することに決定いたしました。

ここで町長から発言の申し出がありましたので、これを認めます。

町 長 私の退任について、こういう貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

私も4期16年、町長をやらせていただきました。振り返りますと、いろい

ろな事業をやらせていただいたんですけど、8割から9割は職員の皆さん、そして議員の皆さんの御理解をいただきながらできたのではないかなというふうに思っております。その中でも私が何ていうんですか、関わって、少し私がいた関係でできた事業が私の中では三つ四つほどあります。それをちょっとお話させていただきたいというふうに思っております。

まず予想してなかったのがコロナがございました。コロナ自体は、日本全国で皆さん自治体がワクチンを打ったわけですけども、私の山北の福祉センターでやるときに、担当の職員から、もし副作用とかいろいろ様々なことがあったとき、判断するのは、非常に誰が判断するのか、お医者さんなのかあるいは職員なのか、そういったことがちょっと心配だということを伺いました。そして、それだったら、三役がそろって立ち会ったら即決できるなということで、副町長、教育長に相談して了承を得て、6回のワクチン接種があったんですけど、延べ30回近かったと思いますけども、それに立ち会えたということが、非常に私としては記憶に残っております。

やはり町民の方がやはりワクチンが初めてですので、不安が非常にありますけども、3人がそろってまず自分たちが率先してワクチンを打って、そしてそこにずっといるということですね、安心感を与えられたのではないかなというふうに思っています。後でいろいろ聞きますけど、これをやったのは山北町だけというようなことですので、私としては、自分としてよかったのではないかなというふうに思っております。

そして二つ目が、丸山にトヤマさんを誘致できたということが非常に記憶に残っております。やはり前のときからずっと町の懸案事項でありました。私が町長になったときに、もう既に三井造船さんのほうでいろいろ探していただいたんですけども、なかなかそれに次の企業が見つからないで、毎年私も報告は受けていたんですけど、こういう話が来ているという話は受けたんですけど、じゃあそれから進むのかなと思うと残念ながら駄目になりましたという報告を毎年聞いておりました。その中で、水道施設を町に作ったために、三井造船さんと15年間の覚書を交わしておりました。その覚書が私でちょうど終わるというような中で、非常にどうしたらいいのかというようなことでいろいろな議会のほうからも議員の皆さんからも提案を受けたんです

けど、私としては、町としては何も間違っていないと。約束どおり15年間、真摯にやってきたということですから、これはやはり三井造船さんのほうに直接話をしなければいけないということでアポイントを取らせていただいて、三井造船さんの本社のほうに行きました。そうしたところが、社長と専務と常務専務か確か3人ぐらいの役員の方が対応していただいて、そして2度も社長が頭を下げてくれました。山北町がこのように困っているんだから、どうにかできないかということでやったんですけど、結局話を聞いてみると、三井造船さんはあの山を売る気がない。しかし、希望があるのは買いたい。そここのところが違っているんで、どうしても断ってしまうという中で、トヤマさんの話がちょっと駄目になりそうだったんですけど、やはり同じように買いたいというようなお話でした。そこでその折衷案として、定期借地権というようなところで、トヤマさんに来ていただいたというのが、非常に私としても、私が行かなかつたら多分話は進まなかったんだろうなというふうに思いましたんで、少しお役に立てたのではないかなというふうに思っております。

それからもう一つは、三保の学校統合した後に通信高校にきていただきました。三保の中学等、学校統廃合をしたときに地元の方から、やはり教育施設になるようなそういうような企業を誘致してほしいというようなことで、たまたまそういう中で鹿島高校さんが手を挙げて相談に来られました。なかなかやってみると相当大変で、文科省のほうがなかなか難しかったということがありますが、粘り強くその辺をやらせていただいて、今現在、通信高校が山北町にできているというようなことになっています。

もう一つ、最後は山北の駅のサンライズ山北でございます。あれ自体は前から計画があつてやった事業でございますけども、あれに関連して、国交省さんのほうから公民連携、定住対策の自治体連絡会というのを作ってくれないかというようなお話を受けて、そしてそれだったら作ってみようかということで、私が会長やらせていただいて、そのとき話があつたのが九州の佐賀県と熊本県の長洲町でした。みやき町と長洲町がありました。私としては、九州ですから非常に遠いし、三役連絡を取るのが非常に最初は難しいんじゃないかというふうに考えましたけれども、やはりこのインターネットそして

LINEとかいろいろなものがありますので、そういったことが全くなくて、そして今現在、駅前のサンライズ山北とそれから水上テラスというような二つを作らせていただいたのが、非常に記憶に残っております。そういった関係で、いろいろな自治体とお付き合いできて、いろいろなものがその後、つながっていったんではないかなというふうに思っております。そういったようなことが16年間の中で、非常に思い出として残っておるんですけども、これから、ぜひ議員の皆さんそして職員の皆さんの力によって、この山北町をさらにね、盛り上げていっていただければ大変ありがたいというふうに思っております。本当に16年間、皆さんのおかげでできましたことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

議

長 以上をもって全日程を終了しましたので、令和8年第2回山北町議会定例会を閉会いたします。

この後、10時より全員協議会を開催いたしますので、401会議室にお集まりください。

(午前9時38分)